

建設業法施行規則等の改正案に関する主な意見の概要と
それに対する国土交通省の考え方について

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1. 審査する行政庁の如何に関わらず、経営事項審査の取扱いを共通化すべきである。	今回の改正において、審査基準をできる限り外形的、客観的に判断可能な形で定め、審査基準の統一化を図っています。
2. 国土交通省新技術（NETIS）に登録されている技術についても評価対象とするべきである。	今回の改正では、新たに技術力の評価としては、元請のマネジメント能力を評価する観点から、元請完成工事高を新たに評価項目に加えることにしたものです。
3. 新たに評価対象となる一級監理受講者及び基幹技能者について、建設業法上の主任技術者及び監理技術者とのダブルカウントを認めるべきである。	ダブルカウントを制限するのは、あくまでも経営事項審査の評価の上でのことであり、建設業法に基づいて建設工事の現場に配置しなければならない監理技術者等については、従前通りの運用がなされるものです。
4. 建設業法上の工事以外のものを完工高に算入している事例があるので、算入できる工事の範囲を明確化すべきである。	経営事項審査において、完成工事高として計上できるものは建設業法上の建設工事となっております。
5. 自己申告制の事項についても審査行政庁において具体的に確認できるようにするべきである。	自己申告制の事項については、今回の改正において廃止しています。
6. 経営事項審査の結果について、国民から見て健全度が一目でわかるようにするべきである。	経営事項審査において、健全度は経営状況の評定の項目によって審査しているところです。この審査結果の評定は、インターネットどなたでも閲覧できる状況になっております。
7. 機械の自社保有にも加点するべきである。	今回の改正においては、機械等の固定資産を保有していても過度に評点が低下しないように措置を行いました。
8. 談合等により行政処分等を受けた者に対して減点措置ができるようにするべきである。	今般、新たに「審査対象年における法令遵守の状況」の項目を設け、審査対象年に建設業法上の監督処分を受けた建設業者は減点して評価することとしています。
9. 都道府県知事によって許可申請の際に求められる添付書類が異なることもあることから、許可申請者から提出される書類について、省令で閲覧対象となる範囲を明確化すべきである。	許可申請時に提出される添付書類の閲覧範囲については、法及び施行令において明確化されております（法第13条、施行令第5条）。
10. 中小企業の置かれている厳しい経営状況にかんがみると、技術力の評価において、一人の職員につき技術職員として申請できる建設業の	一人の技術者を複数の業種で重複カウントすることによって、専門工事業においては、技術力の評価が実態よりも過大になっているとの指摘もあり、

種類は二までとする改正案は見直すべきである。	専門工事業など建設業者の業種ごとの得意分野を適切に評価する観点から、技術者の重複カウントを制限することとしたものです。
1 1. 経営事項審査の虚偽申請防止の徹底を謳うのであれば、建設業法の勘定科目の分類に基づいた会計書類の作成が行われるよう徹底するべきである。	今回の改正では、建設業の経理の状況として監査の受審状況を新たに評価項目として設け、また虚偽申請に対するペナルティの強化を行い、虚偽を行いにくい制度設計を行っています。
1 2. 建設業に係る平均的なキャッシュ・フローを適切に評価するため、今回示した営業キャッシュ・フローの算定式は見直すべきである。	営業キャッシュ・フローは経営状況に係る指標の一つですが、どの経営状況分析機関が行っても同一の分析結果となるよう、建設業法施行規則に基づく貸借対照表等の計算書類に記載されている勘定科目から算定できる算定式としたものです。